

新旧対照表

店頭通貨オプション取引約款

新	旧
(リスク及び自己責任の確認) 第 3 条 ⑤ 本取引では、預託金は金融商品取引法の規定に基づき、信託銀行等へ金銭信託を行う方法により当社の自己資金とは区分して管理していますが、いかなる公的保険機構又は公的保護の対象にも<u>な</u>っておらず、当社へ現金が預け入れられてから実際に金銭信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は金銭信託の対象外となる可能性があるため、万一、当社が破綻したとしても、預託金の返還が保証されてはいないこと (取引口座) 第 4 条 ① 日本国内に居住する満 <u>20</u> 歳以上 80 歳以下で行為能力を有すること (削除) (届出事項の変更届出) 第 22 条 お客さまは、当社に届け出ている氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。 (解約) 第 27 条 ①～⑤ (略) (削除)	(リスク及び自己責任の確認) 第 3 条 ⑤ 本取引では、預託金は金融商品取引法の規定に基づき、信託銀行等へ金銭信託を行う方法により当社の自己資金とは区分して管理していますが、いかなる公的保険機構又は公的保護の対象にも<u>な</u>っておらず、当社へ現金が預け入れられてから実際に金銭信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は金銭信託の対象外となる可能性があるため、万一、当社が破綻したとしても、預託金の返還が保証されてはいないこと (取引口座) 第 4 条 ① 日本国内に居住する満 18 歳以上 80 歳以下で行為能力を有すること 4 当社は、満 18 歳以上 20 歳未満（既婚者を除く。以下「未成年者」といいます）のお客さまが本取引口座の開設を申し込んだ場合、法定代理人から別途同意書等の提出を求めるものとします。 (届出事項の変更届出) 第 22 条 お客さまは、当社に届け出ている氏名若しくは名称、<u>印鑑若しくは署名鑑</u>、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。 (解約) 第 27 条 ①～⑤ (略) ⑥ お客さまが第 32 条の本約款の変更に同意しないとき

⑥ (略) (免責事項) 第 28 条 ① 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能、<u>公衆衛生に関する緊急事態その他の不可抗力による取引の全部、又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害</u> (約款の変更) 第 32 条 本約款は、法令の変更、又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合に<u>民法 548 条の 4 の規定に基づき、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> (削除) (削除) (2020 年 8 月施行)	⑦ (略) (免責事項) 第 28 条 ① 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能<u>その他の不可抗力による取引の全部、又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害</u> (約款の変更) 第 32 条 本約款は、法令の変更、又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合、変更されることがあります。 2 本約款の変更内容がお客様の従来の権利を制限する又はお客様に新たな義務を課すものである場合、その内容を当社の定める方法によって通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。 3 本約款の変更内容が前項以外のものである場合、その内容を WEB サイトで掲示するなど当社の定める方法によって公表します。 (2018 年 12 月施行)
--	--